

建築確認申請の事前合議先一覧（表）

那覇市 建築指導課
令和5年4月作成

※ 必要なものにチェックを入れ、確認申請時に提出してください。

※ 建築確認申請（正本）図書の書類の順番は、
申請書→概要書→工事届→委任状→届出書等（下記の順）→図面→計算書としてください。

建築場所：那覇市 _____ 用途 _____ 高さ _____ m

申請・届出等	対象となるもの	確認申請添付	合議先	合議日 担当者名
1 <input type="checkbox"/> 地区計画の区域内における行為の届出 (行為に着手する日の30日前までに届出)	(_____ 地区計画) ※ 届出に必要な添付書類は、各地区計画「パンフレット」等参照	正へ 写し 添付		/
2 <input type="checkbox"/> 中高層建築物等の建築に関する届出 (確認申請前に届出 <標識設置は届出の30日前>)	<input type="checkbox"/> 那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱の別表に規定する 中高層建築物・指定建築物・工作物等 ※ 届出に必要な添付書類は、「要綱」参照 ※ 空港・自衛隊敷地内も対象	—		
3 <input type="checkbox"/> 駐車施設の附置等に関する届出 (確認申請前に届出) 【建築基準法関係規定】	<input type="checkbox"/> 商業・近隣商業 (特定用途 + 非特定用途/2 : 1,000㎡超) <input type="checkbox"/> その他の地区 (全部又は一部が特定用途 : 2,000㎡超) ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照	正へ 写し 添付		
4 <input type="checkbox"/> 自転車等駐車場の設置等に関する届出 (確認申請前に届出) 【建築基準法関係規定】	<input type="checkbox"/> 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、銀行又は郵便局、専修学校等 (施設面積 : 500㎡超) <input type="checkbox"/> ばちんこ屋 (施設面積 : 200㎡超) <input type="checkbox"/> 共同住宅 (戸数 : 19戸超) ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照	正へ 写し 添付		
5 <input type="checkbox"/> 福祉のまちづくり条例事前協議 (行為に着手する日の30日前までに提出)	<input type="checkbox"/> 沖縄県福祉のまちづくり条例に規定する特定生活関連施設 (計画通知の協議先は、沖縄県建築指導課) ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照	—	建築指導課	
6 <input type="checkbox"/> 開発許可申請・許可不要証明 (開発許可・建築承認) 【建築基準法関係規定等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域内：敷地面積1,000㎡以上（開発行為が無い場合、「許可不要証明」） <input type="checkbox"/> 市街化調整区域内：全て対象	正へ 写し 添付	☎951-3244 【FAX:3245】 (本庁舎9F)	
7 <input type="checkbox"/> 省エネルギー届出書 (着工の21日前までに提出)	<input type="checkbox"/> 【新築・増築・改築】床面積が300㎡以上の住宅・複合建築物 ※省エネ適判対象規模については「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を参照 ※用途変更は不要	—		
8 <input type="checkbox"/> 狭あい道路整備事前協議 (確認申請の30日前までに提出)	<input type="checkbox"/> 建築物の建築に伴う狭あい道路の拡幅整備 ※用途変更は不要 <input type="checkbox"/> 塙、擁壁等の築造に伴う狭あい道路の拡幅整備 ※ 届出に必要な添付書類は「パンフレット」「要領」等参照	正へ 写し 添付		
9 <input type="checkbox"/> 風致地区許可申請	<input type="checkbox"/> 末吉風致地区 <input type="checkbox"/> 漫湖風致地区 ※ 届出に必要な添付書類は「条例規則」参照			
10 <input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく許可、認定等 (確認申請前に申請) 【建築基準法関係】	法第 _____ 条 _____ ↑ 調整が必要な場合にご記入ください			
11 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法に基づく届出		—		
12 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく認定申請 (確認申請前に申請) 【建築基準法関係】	<input type="checkbox"/> 4 条：災害危険区域内の建築制限（住宅の用途に供する建築物） <input type="checkbox"/> 24 条：建築物の敷地と道路との関係（接道） <input type="checkbox"/> 27 条：車庫等（150㎡超）の出入口と道路との関係 など	正へ 写し 添付		

※ 裏面も、ご確認ください。

建築確認申請の事前合議先一覧（裏）

13	<input type="checkbox"/> 景観計画区域内における行為の届出	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 ※ 対象規模は都市デザイン室で確認ください。	正へ 写し 添付	都市計画課 都市デザイン室 ☎951-3246 (本庁舎 9F)	/
14	<input type="checkbox"/> 都市景観形成地域における届出	<input type="checkbox"/> 首里金城地区 <input type="checkbox"/> 龍潭通り沿線地区 <input type="checkbox"/> 壺屋地区			
15	<input type="checkbox"/> 屋外広告物許可申請 【建築基準法関係規定】	<input type="checkbox"/> 那覇市屋外広告物条例に基づき、市内に設置される屋外広告物			
16	<input type="checkbox"/> 立地適正化計画に係る届出	<input type="checkbox"/> 居住環境形成区域外（住宅等） <input type="checkbox"/> 拠点区域外（誘導施設等） ※ 対象規模については、都市計画課で確認ください。	正へ 写し 添付	都市計画課 ☎951-3246 (本庁舎 9F)	/
17	<input type="checkbox"/> 都市計画法第 53 条・第 65 条許可 【建築基準法関係規定】 （第 53 条）	<input type="checkbox"/> 都市計画道路区域内において建築行為を行う場合 <input type="checkbox"/> 法第 53 条の規定による建築の許可 <input type="checkbox"/> 法第 65 条の規定による建築等の許可			
18	<input type="checkbox"/> 土地区画整理法第 76 条許可	<input type="checkbox"/> 宇栄原南土地区画整理事業 ※ 対象地域については、まちなみ整備課で確認ください。	正へ 写し 添付	まちなみ整備課 ☎862-9137 (本庁舎 8F)	/
19	<input type="checkbox"/> 公共下水道（污水）接続の確認	<input type="checkbox"/> 汚水排水設備の新設又は変更 <input type="checkbox"/> 浄化槽を廃止し公共下水道へ接続 ※ 再生水供給地区内の延床面積 3,000 m ² 以上の建築物は再生水の利用に努めること	正へ 写し 添付	料金サービス課 ☎941-7810 (上下水道局庁舎 1F)	/
20	<input type="checkbox"/> 建築等に伴う公害防止指導申請	・一戸建ての住宅以外	正へ 写し 添付	環境保全課 ☎951-3229 (市役所 7F)	/
21	<input type="checkbox"/> 水資源有効利用・節水計画書	・建築確認等を伴う全てのもの（計画変更等を除く）			
22	<input type="checkbox"/> 共同住宅建設時のゴミ捨場の事前調整	・共同住宅で住戸数 5 戸以上のもの（住戸数： 戸）	正へ 写し 添付	クリーン推進課 ☎889-3567 (那覇・南風原クリーンセンター)	/
23	<input type="checkbox"/> 道路工事施工承認申請	・敷地が歩道のある市道と接し、車両乗入口の設置又は位置変更（歩道切下げ等）を行う必要があるとき	—	道路管理課 ☎951-3237 (市役所 7F)	/
24	<input type="checkbox"/> 道路占用許可等		—		
25	<input type="checkbox"/> 農地転用の確認	・登記簿上又は現況で、敷地が農地（田、畑）となっている場合	—	農業委員会 ☎951-3209 (市役所 6F)	/
26	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財の確認	・那覇市全域 ※空港・自衛隊敷地内も対象 ※用途変更は不要	正へ 写し 添付	文化財課 ☎917-3501 (市役所 10F)	/
27	<input type="checkbox"/> 消防同意の事前調整	・調整状況 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 未	—	消防局予防課 ☎867-0212	/
28	<input type="checkbox"/> 急傾斜地指定箇所許可申請	・急傾斜地崩壊危険区域内のもの	正へ 写し 添付	南部土木事務所 維持管理班 ☎867-2941 (南部合同庁舎 7・8F)	/
29	<input type="checkbox"/> 地すべり指定箇所許可申請	・地すべり防止区域内のもの			
30	<input type="checkbox"/> 空港周辺における建築等設置の制限	・那覇市全域 ※高さ制限については「那覇空港高さ制限回答システム」を参照	正へ 写し 添付	大阪航空局 那覇空港事務所 ☎857-1101	/

（注）上記以外に「臨港地区」、「駐車場法」等の適用の有無についても、事前に確認が必要です。